

個別最適化された教育・ 人材育成の実現

SPODフォーラム2022 令和4年8月25日（木）
文部科学省高等教育局高等教育政策室 課長補佐 高橋 浩太郎

本日の概要

- ・中教審答申から見る政策の流れ
- ・「グランドデザイン答申」に見る個別最適化
- ・現在の政策検討の状況

中教審答申から見る政策の流れ

- ・昭和～平成初頭 「高等教育計画」等に見られる大学全体のコントロール
- ・平成初頭～ 「個性輝く大学」「個性化・特色化」に代表される「大学」の個性化
- ・平成20年以降 「学士力」（H20学士答申）、「学修時間」「アクティブラーニング」（H24質的転換答申）、「学修者本位」（H30グランドデザイン答申）

○ 大学業界→大学→個々の学生、と政策的な関心事項がシフト

「大卒」→「〇〇大学卒」→「△△を勉強してきた××君」という流れにも見える

○ とはいえ、団体行政・大学単位の支援等が無くなったわけではないので、

「取り扱う領域が拡大した」という見方が妥当か

「学士課程教育の構築に向けて（平成20年12月24日中央教育審議会答申）」【抜粋①】

第2章 学士課程教育における方針の明確化

第1節 学位授与の方針について ～幅広い学び等を保証し、21世紀型市民にふさわしい学習成果の達成を～

(4) 具体的な改善方策

【国によって行われるべき支援・取組】

- ◆ 国として、学士課程で育成する21世紀型市民の内容（日本の大学が授与する学士が保証する能力の内容）に関する参考指針を示すことにより、各大学における学位授与の方針等の策定や分野別の質保証枠組みづくりを促進・支援する。

各専攻分野を通じて培う学士力 ～学士課程共通の学習成果に関する参考指針～

1. 知識・理解

専攻する特定の学問分野における基本的な知識を体系的に理解するとともに、その知識体系の意味と自己の存在を歴史・社会・自然と関連付けて理解する。

- (1) 多文化・異文化に関する知識の理解
- (2) 人類の文化、社会と自然に関する知識の理解

2. 汎用的技能

知的活動でも職業生活や社会生活でも必要な技能

- (1) コミュニケーション・スキル：日本語と特定の外国語を用いて、読み、書き、聞き、話すことができる。
- (2) 数量的スキル：自然や社会的現象について、シンボルを活用して分析し、理解し、表現することができる。
- (3) 情報リテラシー：情報通信技術（ICT）を用いて、多様な情報を収集・分析して適正に判断し、モラルに則って効果的に活用することができる。
- (4) 論理的思考力：情報や知識を複眼的、論理的に分析し、表現できる。
- (5) 問題解決力：問題を発見し、解決に必要な情報を収集・分析・整理し、その問題を確実に解決できる。

3. 態度・志向性

- (1) 自己管理能力
自らを律して行動できる。
- (2) チームワーク、リーダーシップ
他者と協調・協働して行動できる。また、他者に方向性を示し、目標の実現のために動員できる。
- (3) 倫理観
自己の良心と社会の規範やルールに従って行動できる。
- (4) 市民としての社会的責任
社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使しつつ、社会の発展のために積極的に関与できる。
- (5) 生涯学習力
卒業後も自律・自立して学習できる。

4. 統合的な学習経験と創造的思考力

これまで獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決する能力

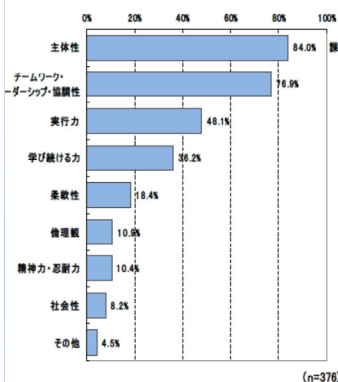
4

採用の観点から、大卒者に特に期待する資質・能力・知識

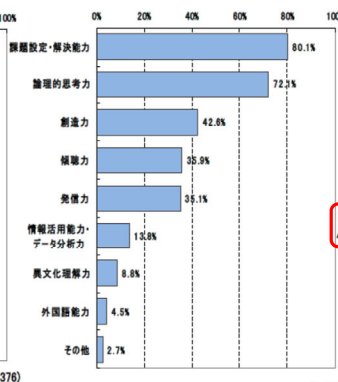
採用と大学改革への期待に関するアンケート調査結果
(R4.1.18 日本経済団体連合会)

- 特に期待する資質として、回答企業の約 8 割が「主体性」、「チームワーク・リーダーシップ・協調性」を挙げた。変化の激しい人生100年時代を迎え、「学び続ける力」と回答した企業が4割近い。
- 特に期待する能力として、「課題設定・解決能力」、「論理的思考力」、「創造力」が上位。いずれも Society 5.0において求められる能力として、産学協議会で産学間で認識が一致したもの。
- 特に期待する知識として、「文系・理系の枠を超えた知識・教養」が最も多く、リベラルアーツ教育や文理融合教育を重視した教育の実践が重要。専門教育の重要性も認識。

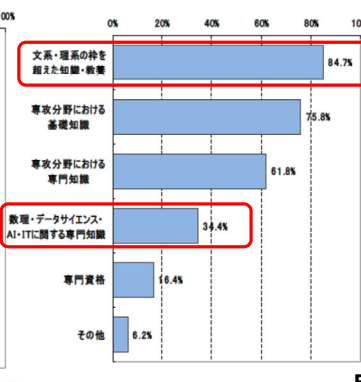
<特に期待する資質>



<特に期待する能力>



<特に期待する知識>



注：資質・能力・知識についてそれぞれ3つまで選択可能

(n=376)

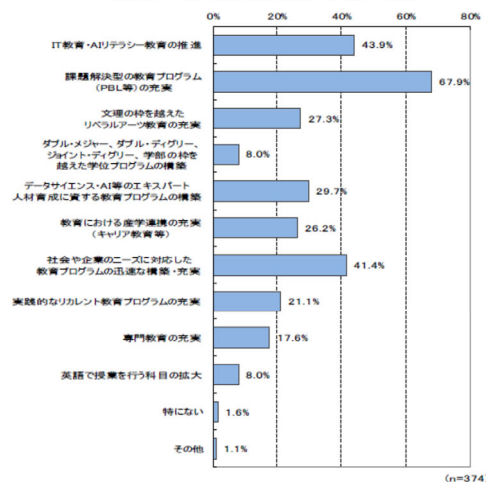
5

今後、優先的に取り組むべき教育改革

採用と大学改革への期待に関するアンケート調査結果
(R4.1.18 日本経済団体連合会)

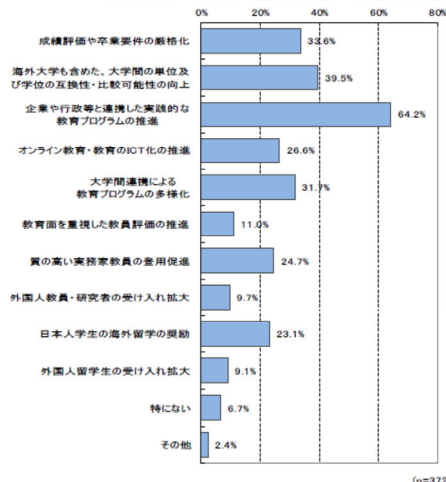
- 今後、優先的に取り組むべき教育改革について、「課題解決型教育プログラム（PBL等）の充実」（68%）、「IT教育・AIリテラシー教育の推進」（44%）、「社会や企業のニーズに対応した教育プログラムの迅速な構築・充実」（41%）が多い。
- 優先的に取り組むべき教育環境・システム面の改革については、「企業や行政等と連携した実践的な教育プログラムの推進」（64%）、「海外大学も含めた、大学間の単位及び学位の互換性・比較可能性の向上」（40%）、「成績評価や卒業要件の厳格化」（34%）が多い。

<教育プログラム面の改革> (3つまで回答可)



(n=374)

<教育環境・システム面の改革> (3つまで回答可)



(n=372)

6

今後は問題発見力や的確な予測、革新性がより求められる

教育未来創造会議「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第2次報告）」（令和4年5月10日）
参考データ21頁

○現在は「注意深さ・ミスがないこと」、「責任感・まじめさ」が重視されるが、将来は「問題発見力」、「的確な予測」、「革新性」が一層求められる。

56の能力等に対する需要

2015年	
注意深さ・ミスがないこと	1.14
責任感・まじめさ	1.13
信頼感・誠実さ	1.12
基本機能（読み、書き、計算、等）	1.11
スピード	1.10
柔軟性	1.10
社会常識・マナー	1.10
粘り強さ	1.09
基盤スキル※	1.09
意欲積極性	1.09
：	：

※基盤スキル：広く様々なことを、正確に、早くできるスキル

2050年	
問題発見力	1.52
的確な予測	1.25
革新性※	1.19
的確な決定	1.12
情報収集	1.11
客観視	1.11
コンピュータスキル	1.09
言語スキル：口頭	1.08
科学・技術	1.07
柔軟性	1.07
：	：

※革新性：新たなモノ、サービス、方法等を作り出す能力

（備考）各職種で求められるスキル・能力の需要度を表す係数は、56項目の平均が 1.0、標準偏差が0.1 になるように調整している。
（出所）経済産業省「第5回未来人材会議」（令和4年4月22日）資料より。2015年は労働政策研究・研修機構「職務構造に関する研究」、2050年は同研究に加えて、World Economic Forum「The future of jobs report 2020」、Hasan Bakshi et al., "The future of skills: Employment in 2030"等を基に、能力等の需要の伸びを推計。

7

「グランドデザイン答申」に見る個別最適化

● 「グランドデザイン答申」では、「学修者本位」の考え方を打ち出すとともに、学生・教員・カリキュラムや大学全体の「多様化・柔軟化」に言及

● 学生の多様化等に対応するためには、教育プログラム自体が多様化・柔軟化する必要

○ 現場において何を軸に考えてどう対応するか → 教学マネジメント指針

○ 制度上多様化や柔軟化にどう対応するか → 質保証システム部会の検討
(からの大学設置基準改正)

○ いずれにも共通する「情報公表」

多様化するカリキュラムを一様に説明することの難しさ、学生個々に異なる学修成果、
 といった教育機会を提供できるか／したかに関する情報公表

8

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)【概要】

平成30年11月26日
中央教育審議会

I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿 … 学修者本位の教育への転換 …

● 必要とされる人材像と高等教育の目指すべき姿

予測不可能な時代 を生きる人材像	- 普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身に付けていく - 時代の変化に合わせて職能的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材
学修者本位の教育への転換	「何を学び、身に付けることができたのか」+個々人の学修成果の可視化(「各人の教員と教育者を中心としたシステムを構築する教育からの転換」) - 学修者が生涯学び続けられるための多様で柔軟な仕組みと流動性

● 高等教育と社会の関係

「知識の共通基盤」	「知識の共通基盤」 - 多様で卓越した「知」はイノベーションの創出や科学技術の発展にも寄与
産業界との協力・連携	雇用の在り方や働き方改革と高等教育が提供する学びのマッチング
地域への貢献	「個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会」に貢献

II. 教育研究体制 … 多様性と柔軟性の確保 …

多様な学生 18歳で入学する日本人を主な対象として想定する従来のモデルから脱却し、社会人や留学生を積極的に受け入れる体質転換 → リカレント教育、留学生交流の推進、高等教育の国際展開	多様な教員 - 実務家、若手、女性、外国籍などの様々な人材を登用できる仕組みの在り方の検討 → 教員が不断に多様な教育研究活動を行うための仕組みや環境整備(研究、業績評価等)	多様で柔軟な教育プログラム - 文理横断・学修の幅を広げる教育、時代の変化に応じた迅速かつ柔軟なプログラム編成 → 学位プログラムを中心とした大学制度、複数の大学等の人・物的資源の共有、ICTを活用した教育の促進	多様性を受け止める柔軟な「バリエーション」 - 各大学のマネジメント機能や経営力を強化し、大学等の連携・統合を円滑に進められる仕組みの検討 → 国立大学の一法人複数大学制の導入、経営改善に向けた指導強化・徹底を含む早稲の経営判断を促す指導、国公私立の枠組みを超えて、各大学の「強み」を活かした連携を可能とする「大学等連携推進法人(仮称)」制度の導入、学外理事の登用	大学の多様な「強み」の強化 人材養成の観点から各機関の「強み」や「特色」をより明確化し、更に伸長
---	---	--	--	---

III. 教育の質の保証と情報公表 … 「学び」の質保証の再構築 …

- 全学的な教学マネジメントの確立 → 各大学の教学面での改善・改革に資する取組に係る指針の作成 - 学修成果の可視化と情報公表の促進 → 単位や学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、学習に対する意欲等の情報 → 全国的な学生調査や大学調査により整理・比較・一元化	- 設置基準の見直し(定員管理、教育手法、施設設備等について、時代の変化や情報技術、教育研究の進展等を踏まえた抜本的な見直し) - 認証評価制度の充実(法令違反等に対する厳格な対応) - 教育の質保証システムの確立
---	---

V. 各高等教育機関の役割等 … 多様な機関による多様な教育の提供 …

- 各高校種(大学、専門職大学、専門職短期大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、大学院)における特有の課題の検討 - 転入学や編入学などの各高等教育機関間の接続を含めた流動性を高め、より多様なキャリアパスを実現

VI. 高等教育を支える投資 … コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充 …

- 国力の源である高等教育には、引き続き、公的支援の充実が必要 - 社会のあらゆるセクターが経済的効果を含めた効果享受することを踏まえた民間からの投資や社会からの寄附等の支援も重要(財源の多様化)	- 教育・研究コストの可視化 - 高等教育全体の社会的・経済的効果を社会へ提示	公的支援も含めた社会の負担への軽減を促進 → 必要な投資を得られる機運の醸成
---	--	---

9

教学マネジメント指針の概要

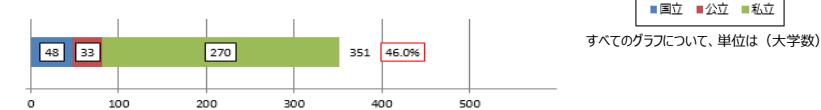


10

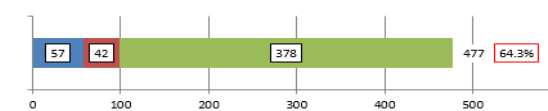
教育目標や学修成果を意識した教育の充実に関するデータ

- 「令和元年度の大学における教育内容等の改革状況について」によると、全学的な教育目標とカリキュラムの整合性を検証する委員会を設置している割合が46%、シラバスに人材養成の目的もしくは学位授与の方針と当該授業科目の関連を記載している大学の割合が約64%にそれぞれなっている。
- 学部段階において、学生の学修成果の把握を行っている大学は全体の約60%となっているとともに、学生への履修指導やキャリア相談に学修成果に関する情報を活用している大学も約53%にとどまっている。

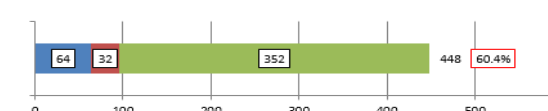
○教学マネジメントとして、全学的な教育目標等とカリキュラムとの整合性を検証する、全学的な委員会の設置



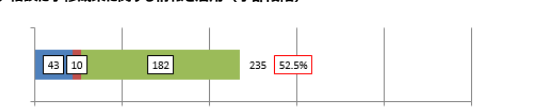
○シラバスに人材養成の目的もしくは学位授与の方針と当該授業科目の関連を記載



○課程を通じた学生の学修成果の把握を行っている大学(学部段階)



○学生への履修指導やキャリア相談に学修成果に関する情報を活用(学部段階)



【出典】:文部科学省「令和元年度の大学における教育内容等の改革状況について」

11

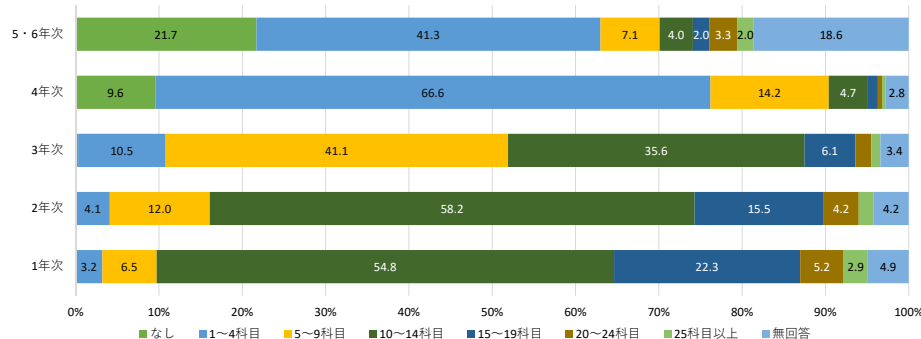
学年別の履修状況について

○1年次及び2年次では「10～14科目」を履修登録している学生が最も多く、それぞれ54.8%、58.2%であった。次いで「15～19科目」の学生が多くなっている(1年次2年次ともに最頻値は12科目)。

○3年次になると履修科目数は「5～9科目」の学生が最も多く41.1%、次いで「10～14科目」が35.6%を占める(最頻値は10科目)。

○4年次(「医・歯・薬」を除く)になると最頻値は1科目(29.3%)であり、卒業論文やゼミの単位を残すのみという学生も多い。

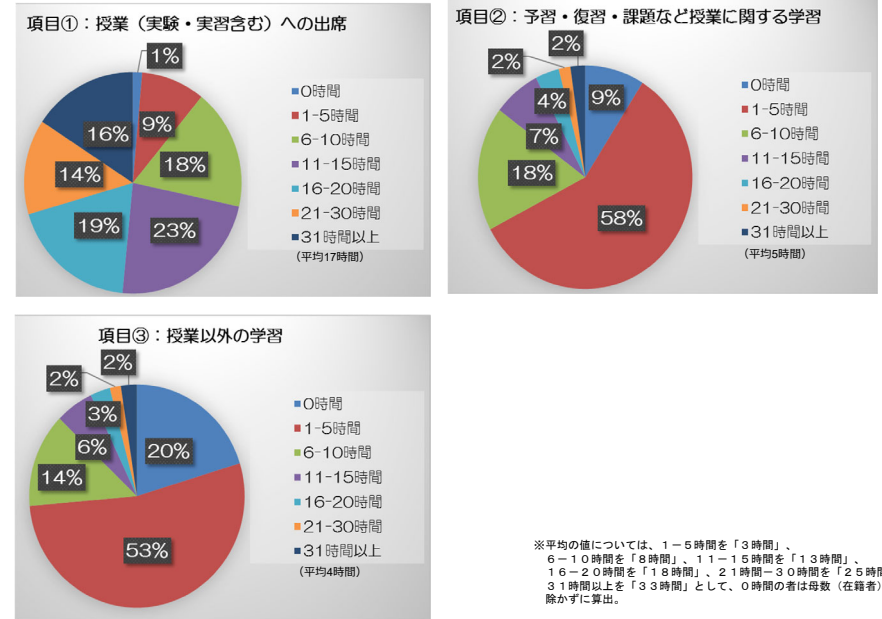
※平成28年11月に「今学期に履修している授業科目数」を質問し、算出



出典: 国立教育政策研究所調査(平成28年度)より文科省で作成

授業期間中の平均的な1週間(7日間)の生活時間 ～令和元年度「全国学生調査(試行実施)」の結果から～

- 授業への出席は16時間以上が49%、授業に関する学習は5時間以下が67%。



新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について(審議まとめ) 概要

背景 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会

- 「大学設置基準」「大学設置認可審査」「認証評価」「情報公表」という我が国の公的な質保証システムは、事前規制型と事後チェック型それぞれの長所を組み合わせた形で設計されており、一定程度機能している。
- しかしながら、3つのポリシー(入学受け入れの方針、教育課程編成・実施の方針、卒業認定・学位授与の方針)に基づく教育の実質化を進める必要があるという指摘や、グローバル化やデジタル技術の進展に対応する必要があるという指摘、新型コロナウイルス感染拡大を契機とした遠隔教育の普及・進展を踏まえた対応を行う必要がある等の指摘がある。

- ⇒ 大学における困難適用性のある「教育研究の質」を保証するため、質保証システムについて、
①最低限の水準を厳格に担保しつつ、②大学教育の多様性・先進性を向上させる方向で改善・充実を図っていくことが求められている。

質保証システムで保証すべき「質」

- ・学校教育法の規定に照らすと「教育研究の質」
- ・「学生の学びの質と水準」とともに、教育と研究を両輪とする大学の在り方を実現する観点からは、持続的に優れた研究成果が創出されるような研究環境の整備や充実等についても一定程度確保する必要がある。

改善・充実の方向性

- 2つの検討方針：①学修者本位の大学教育の実現 ②社会に開かれた質保証の実現
- 4つの視点：①客観性の確保 ②透明性の向上 ③先進性・先進性の確保(柔軟性の向上) ④厳格性の担保

※それぞれの視点は相反関係にあるものではなく、相互に関係し合うものであることに留意が必要

(1) 大学設置基準・設置認可審査

<改善・充実の方向性>

【学修者本位の大学教育の実現】

- 学位プログラムの3つのポリシーに基づく編成、学位プログラムを基礎とした内部質保証の取組、内部質保証による教育研究活動の不断の質向上が求められることを明確化。

【客観性の確保】

- 分散して規定されている教員や事務職員、各種組織に関する規定を一体的に再整理。
- 「一への大学に限り」という「専任教員」の概念を「基幹教員」(仮称)と改め、設置基準上最低限必要な教員の数の算定にあたり一定以上の授業科目を担当する常勤以外の教員について一定の範囲内で算入を認める。

【先進性・先進性の確保(柔軟性の向上)】

- 「図書」「雑誌」等を電子化やIT化を踏まえた規定に再整理。
- 大学設置基準上、教育を補助する者について明示的に規定。
- 実務家教員の定数の明確化や大学名称の考え方を周知。等

【先進性・先進性の確保(柔軟性の向上)】

- 「講義・演習・実習・実験」の時間区分の大括り化や単位当たり時間を標準時間であることの明確化など単位制度運用の柔軟化。
- 機関として内部質保証等の体制が機能していることを前提とした教育課程と係る特別制度の新設。

例) 遠隔教育による修得単位上限(60単位)、単位互換上限(60単位)、授業科目の自由開講の奨励、校地・校舎整備等

- 校舎等施設は、多面的な使用等も想定し、機能に着目した一般的な規定として見直し。

- スポーツ施設等を各大学の必要性に応じて整備できるような見直し。等

(2) 認証評価制度

<改善・充実の方向性>

【学修者本位の大学教育の実現】

- 内部質保証について、自己点検評価結果による改善を評価し公表する形へと充実。
- 学修成果の把握・評価や、研究環境整備・支援状況の大学評価基準への追加。

【客観性の確保】

- 多様性に配慮しつつ認証評価機関の質保証に資する取組の推進。
- 【透明性の向上】
- 各認証評価機関の評価結果の一貫性を持った公表の検討。

【先進性・先進性の確保(柔軟性の向上)】

- 内部質保証の体制・取組が特に優れた大学への次回評価の優遇的措置。
- 法令適合性等について適切な情報公表を行っている大学への法令適合性等に関する評価項目や評価手法の簡素化などの措置。等

【厳格性の担保】

- 不適合の大学の受審期間を短縮化(例:3年)。

(3) 情報公表

<改善・充実の方向性>

○「教育マネジメント」指針を踏まえ、認証評価において

- 大学の情報公表の取組状況を確約。
- 「大学入学選抜に関すること」等を学校教育法施行規則に規定する各大学が公表すべき項目に追加。等

(4) その他の重要な論点

<改善・充実の方向性>

【学修者本位の大学教育の実現】

- 遠隔授業に関するガイドラインの策定
- 大学運営の専門職である事務職員等、質保証を担う人材の質実能力を向上させる観点から、SD・FDの取組等を把握・周知

【客観性の確保】

- 設置認可審査を経て認められた分野の範囲内なら大学の判断で新たな学位プログラムが実施可能であることを周知。
- 修業年限は「おおむね4年」の期間を指すものであり、厳密に4年間を越えることを求めるものではないことを明確化。等

【先進性・先進性の確保(柔軟性の向上)】

- 基礎的経費の配分や設置認可申請等における定員管理に係る取り扱いについて、現行で入学定員に基づく年度の算定としているものは、取組定員に基づく複数年度の算定へと改める(成績評価の厳格化・明確化と両立が図られるように留意)。等

我が国の公的な質保証システムの主な沿革①

事前規制型の質保証システム(～平成15年)

- 我が国の公的な質保証システムは、従来、設置基準と、その設置基準等に基づいて行われる設置認可審査による事前規制型であった。これは、大学の自主性・自律性を尊重し、設置認可後の大学に自律的な質保証機能が備わっていることに着目したものであり、我が国の高等教育の整備に際し、質の保証の観点から一定程度の共通性を担保する上で重要な役割を果たしてきた。

【大学教育の改善について(答申)(平成3年2月8日 大学審議会)】

- 大学教育の改善は、基本的には、それぞれの大学の自主的な努力によって実現されるものであり、大学が自己革新のエネルギーをいかに発揮し、自己をいかに活性化し得るかが重要な課題。
- このためには、各大学が自由で多様な発展を遂げ得よう大学設置基準を大綱化するとともに、自らの責任において教育研究の不断の改善を図ることを促すための自己点検・評価のシステムを導入する必要がある。

【大学設置基準の大綱化】

- ・大学教育改善への努力を促進するためには、我が国の大学教育の枠組みを規定している大学設置基準を可能な限り大綱化し、個々の大学がそれぞれの理念・目的に基づき、自由かつ多様な形態で教育を実施し得るようにする必要がある。
- ・大学として共通に備える必要がある基本的な枠組み以外の事項については、法的規制は行わず、各大学が学則等において自主的に定め得るようにすることが望ましい。
- ・大学設置基準の大綱化に対応した審査の在り方について具体的に検討することが期待される。

【大学の自己点検・評価の努力義務化】(見直し) 自己点検・評価の公表を義務化(平成11年～)

- ・大学が、教育研究活動の活性化を図り、質の向上に努めるとともに、その社会的責任を果たしていくためには、**不断の自己点検を行い、改善への努力を行っていくことが必要。**
- ・大学の評価については、**各大学自身による自己点検・評価が基本。**

【21世紀の大学像と今後の改革方策について(答申)(平成10年10月26日 大学審議会)】

- 大学入学希望者などの直接の利用者や一般の国民が必要とする大学情報を分かりやすく提供することは、**公共的な機関としての大学の社会的な責務**である。このため、大学が、その教育研究目標・計画(例えば、将来計画など)、大学への入学や学習機会に関する情報、学生の知識・能力の修得水準に関する情報(成績評価方針・基準等)、卒業生の進路状況に関する情報、大学での研究課題に関する情報を広く国民に対して提供するとともに、それを制度上位置付けることが必要。

⇒大学における教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する義務を規定(平成11年～)

我が国の公的な質保証システムの主な沿革②

事前規制と事後チェックの併用型による質保証システム（平成15年～）

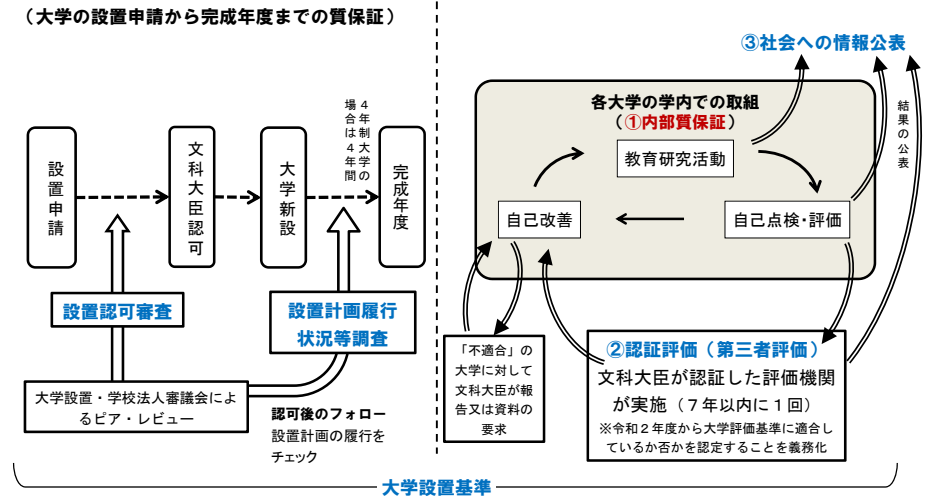
- 【大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（答申）（平成14年8月5日 中央教育審議会）】
- 大学の設置認可制度は、その教育研究の質を保証する上で一定の役割を果たしている一方、組織改編には国の設置審査が必要となることから、**大学が学問の進展や社会の変化・ニーズに応じて自らより積極的に改革できるよう、設置認可制度を弾力化すべきとの意見。**
 - 我が国の行政システム全体の動きとして、**国による規制を可能な限り緩和し事前規制型から事後チェック型へと移行する方向。**
 - 国の事前規制である設置認可制度を見直し、学問の自由、大学の自主性・自律性の尊重等を踏まえて国の関与は謙抑的としつつ、設置後も含めて官民のシステム全体で大学の質を保証していく必要。
 - ⇒ **設置認可の在り方の見直し（平成15年～）** → **長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあること、及び人材の要請に関する目的その他教育研究上の目的が人材の需要等社会の要請を踏まえたものであるかを審査の基準として告示上明確化（平成25年～）**
【認定評価制度の充実に向けて（審議まとめ）（平成28年3月18日 中央教育審議会大学分科会）】
 - ⇒ **第三者評価制度の導入（平成16年～）** → **各大学の自律的な改革サイクルとしての内部質保証機能を重視し、教育研究活動の質的改善を中心とした評価制度に転換（平成30年～）**
【認定評価制度の充実に向けて（審議まとめ）（平成28年3月18日 中央教育審議会大学分科会）】
 - ⇒ **法令違反状態の大学に対する段階的是正措置の導入（平成15年～）**

- 【我が国の高等教育の将来像（答申）（平成17年1月28日 中央教育審議会）】
- 教育内容・方法、財務・経営状況等に関する情報や設置審査等の過程、認証評価や自己点検・評価の結果等により明らかとなった課題や情報を当該機関が積極的に学習者に提供するなど、社会に対する説明責任を果たし、当該機関自身による質の保証に努めていくことが求められる。
 - 具体的には、例えば、ホームページ等を活用して、**自らが選択する機能や果たすべき社会的使命、社会に対する「約束」とも言える設置認可申請書や学部・学科等の設置届出書、学則、自己点検・評価の結果等の基本的な情報を開示**することが求められる。
 - ⇒ **教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（平成19年～）** → **公表すべき教育情報を具体的に規定（平成23年～）**
 - ⇒ **情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置づけ（同上）**

16

我が国の大学の質保証のイメージ図

【設置認可審査等による入口における質保証】 【認証評価や情報公表等による恒常的な質保証】



17

大学の教育研究活動等に関する情報公表制度等

●大学における教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する義務を規定（平成11年）

【大学設置基準】(当時)
第二条の二 大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。（※平成22年に廃止、平成23年に学校教育法施行規則第172条の2を新設）

●教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（平成19年）

【学校教育法】
第百十三條 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

●各大学が公表すべき教育情報を具体的に規定（平成23年、平成28年、平成29年、令和元年）

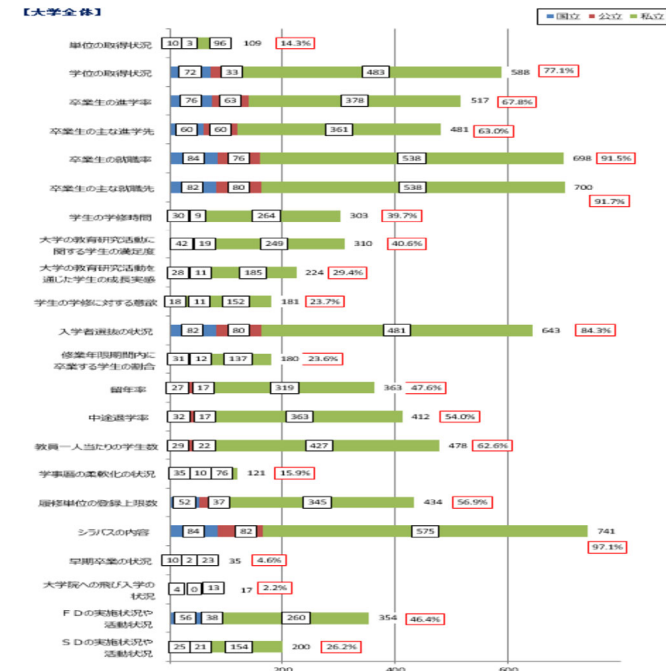
【学校教育法施行規則】
第百七十二條の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。
一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五條の二第一項の規定により定める方針に関すること（※後段は3つのポリシー策定義務化に伴う追加（平成28年））
二 教育研究上の基本組織に関すること
三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学者及び就職者の状況に関すること
五 授業科目、授業の方法及び内容及び年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十条の二第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条の二第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること
六 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
九 大学が行う学生の学修、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三條の二第二項、第九十九條第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力状況についての情報を公表するものとする。（※新設）
3 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に及び学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
4 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に及び学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
5 前各号の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

●情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置付け（平成23年）

【学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】
第一条 学校教育法（略）第百十條第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則（略）並びに大学（略）に係るものについては大学設置基準（略）に、それぞれ適合していること。
二～四（略）
2 前項に定めるもののほか、法第百九條第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十條第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
イ～エ
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
チ～ヌ（略）

18

公表を行った教育研究活動等の情報



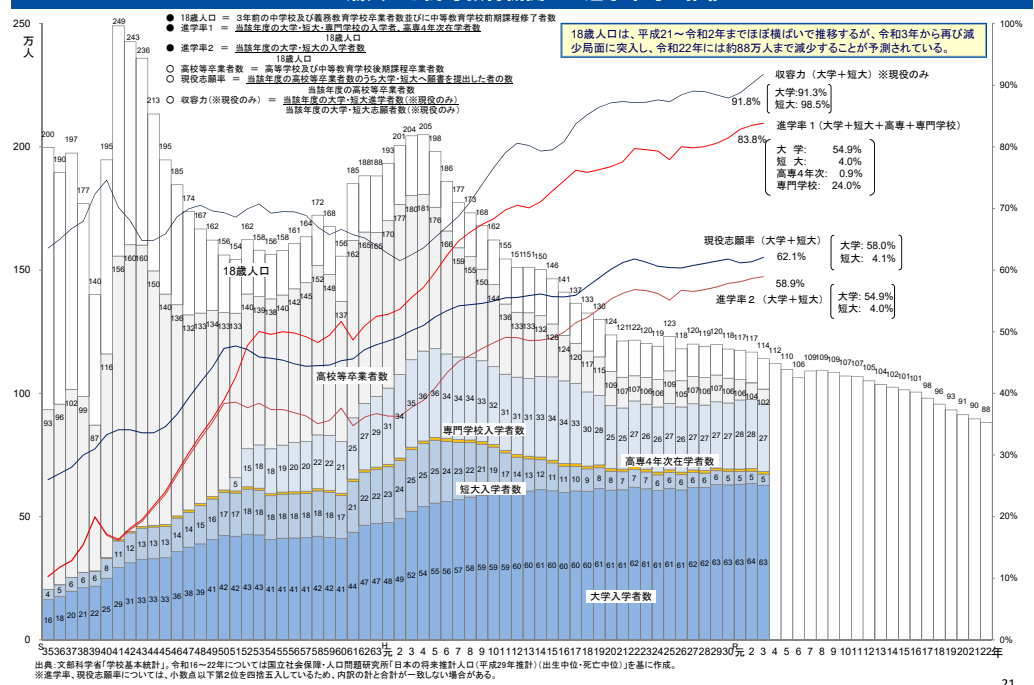
【出典】文部科学省「令和元年度の大学における教育内容等の改革状況について」

19

- 減り続ける18歳人口
- 教育未来創造会議 裏テーマは「生産性の向上」
- 中教審・大学振興部会

(参考別葉資料：今次大学設置基準の改正解説資料)

18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移



我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について

教育未来創造会議 第一次提言

(第3回教育未来創造会議
(令和4年5月10日)資料1～1)

取り巻く課題

人材育成を

高等教育の発展と少子化の進行（18歳人口は2022年からの10年間で9%減少）
・デジタル人材の不足（2030年には先端IT人材が54.5万人不足）
・グリーン人材の不足（2050カーボンニュートラル表明自治体のうち、約9割が外部人材の知見を必要とする）
・高等学校段階の理系離れ（高校において理系を選択する生徒は約2割）
・諸外国に比べて低い理工系の入学者（学部段階：OECD平均27%、日本17%、うち女性：OECD平均15%、日本7%）

基本理念

在りたい社会像

目指したい人材育成

・諸外国に比べ少ない修士・博士号の取得者（100万人当たり修士号取得者：英4,216人、独2,610人、米2,550人、日588人）
博士号取得者：英375人、独336人、韓296人、日120人）
・世帯収入が少なく低い大学進学希望者
・諸外国に比べて低調な人材投資・自己啓発（社外学習・自己啓発を行っていない個人の割合は、諸外国が2割を下回るのに対し、我が国は半数近く）
・進まないリカレント教育

・日本の社会と個人の未来は教育にある。教育の在り方を創造することは、教育による未来の個人の幸せ、社会の未来の豊かな創造につながる。
・人への投資を通じた「成長と分配の好循環」を教育・人材育成においても実現し、「新しい資本主義」の実現に資する。

◎一人一人の多様な幸せと社会全体の豊かさの実現（ウェルビーイングを実現）
◎ジェンダーギャップや貧困など社会的分断の改善
◎社会課題への対応、SDGsへの貢献（国民全体のデジタルリテラシーの向上や地球規模の課題への対応）
◎生産性の向上と産業経済の活性化
◎生涯学習社会の構築

◎未来を支える人材像
好きなことを追究して高い専門性や技術力を身に付け、自分自身で課題を設定して、考えを深く掘り下げ、多様な人とコミュニケーションをとりながら、新たな価値やビジョンを創造し、社会課題の解決を図っていく人材
<高等教育で培う資質・能力>
リテラシー/論理的思考力・規範的判断力/課題発見・解決能力/未来社会を構想・設計する力/高度専門職に必要な知識・能力
◎今後特に重視する人材育成の視点 ⇒ 産学官が目指すべき人材育成の大きな絵姿の提示
・予測不可能な時代に必要となる文理の壁を超えた普遍的知識・能力を備えた人材育成
・デジタル、人工知能、グリーン（脱炭素化など）、農業、観光など科学技術や地域振興の成長分野をけん引する高度専門人材の育成
・現在女子学生の割合が特に少ない理工系等を専攻する女性の増加（現在の理工系学生割合：女性7%、男性28%）
・高い付加価値を生み出す修士・博士人材の増加
・全ての子供が努力する意思があれば学ぶことができる環境整備
・生涯、何度でも学び続ける意識、学びのモチベーションの涵養
・年齢、性別、地域等にかかわらず誰もが学び活躍できる環境整備
・幼児期・義務教育段階から企業内までを通じた人材育成・教育への投資の強化

現在35%にとどまっている自然科学（理系）分野の学問を専攻する学生の割合についてOECD諸国で最も高い水準である5割程度を目指すなど具体的な目標を設定

→ 今後5～10年程度の期間に集中的に意欲ある大学の主体性を生かした取組を推進

第11期 中央教育審議会 大学分科会 大学振興部会

令和4年5月17日設置

目的

現状・課題

今後の高等教育機関の機能・役割、教育の在り方、振興策について審議を行う。

- ・ 教学マネジメント指針等を踏まえた教育改善の努力を行っている大学と改善の努力が不十分な大学とに二極化しているとの指摘
- ・ 中教審のみならず、各種政府会議や経済界等からも、初等中等教育から高等教育に至る文理分断からの脱却、文理横断・文理融合教育、STEAM教育等の推進を提言
- ・ 学部における社会人学生（25歳以上）の数・割合ともに減少傾向であるなど、依然として18歳中心主義。学部入学する留学生数も伸びていない（更にコロナ禍で大幅な減少）
- ・ 令和3年度の私立大学の入学定員充足率は初めて100%を下回り、定員未充足の大学も増加。近年の新設大学・学部の状況を見ても定員未充足が多く、学生確保の見通しが不十分なケースや、設置計画履行状況等調査において専任教員の確保など教育の質に関わる指摘を受けるケースも少なくない

- ・ 社会人や留学生の受入れ拡大は、多様な価値観が集まるキャンパスを実現する上でも重要であるが、多様な学生の受入れ拡大のための諸施策を講じてもなお、今後、大学進学者数が相当程度減少することは避けがたいと考えられる
- ・ 特に地方の大学は、大学進学者の減少の影響をより強く受けることが想定されるが、今後、経営難に陥る大学が増大することになれば、教育の質保証や学生保護等の観点からも問題が生じることが懸念される

論点

委員

(1) 総合知の創出・活用を目指した文理横断・文理融合教育、ダブルメジャー、メジャー・マイナー等による学修の幅を広げる教育の推進、初等中等教育における学びの変化や文理分断の改善に対応した大学の在り方

(2) 各大学において、密度の濃い主体的な学修を可能とする学修者本位の教育の実現、ディプロマ・ポリシーに定める卒業生の資質・能力を保証する「出口の質保証」が徹底され、社会との「信頼と支援の好循環」を形成する仕組みづくり

(3) 大学の「強み」と「特色」を生かした連携・統合、再編等による地域における学修者のアクセス機会の確保や学生保護の仕組みの整備、国公私役割等を踏まえた高等教育の規模の在り方

越智 光夫
永田 恭介
日比谷 潤子
村岡 嗣政
村田 治

吉岡 知哉
大森 昭生
川嶋 津夫

小林 弘祐
清家 篤
磯道 佳明
古沢 由紀子
益戸 正樹

広島大学長
筑波大学長、国立大学協会会長
学校法人聖心女子学院常務理事
山口県知事
関西学院大学長、学校法人関西学院副理事長、私立大学連盟副会長
独立行政法人日本学生支援機構理事長
共愛学園前橋国際大学学長
大阪大学スチューデント・ライフサイクルサポートセンター・センター長
学校法人北里研究所理事長、私立大学協会副会長
日本赤十字社社長
上智大学長、私立大学連盟副会長
読売新聞東京本社編集委員
UIPath株式会社特別顧問、株式会社肥後銀行社外取締役

23